

令和5年度「埼玉県特設ショップ」設置運営及びプロモーション業務に係る仕様書

1 業務概要

- (1) 委託業務 「埼玉県特設ショップ」設置運営及びプロモーション委託業務
- (2) 実施箇所 海外ECサイト（中国、台湾）
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月11日まで
- (4) 委託料上限額 金14,000千円

2 委託業務内容

- (1) 中国及び台湾のECサイト内に「埼玉県特設ショップ」（以下、「特設ショップ」という。）を設置すること。

ECサイトの選定にあたっては、集客力があり、かつ埼玉県内企業（以下、「出品者」という）の出品のしやすさを考慮すること。

中国及び台湾のECサイト内のアカウント開設（ショップ運営に必要なオンライン決済システムのアカウント開設を含む。）、ショップページの作成（画像、動画の挿入及び翻訳を含む）を含むこと。

- (2) 令和5年10月2日～令和6年2月29日までの間、特設ショップ上で、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）が選定する出品者の商品（以下、「対象商品」という）の販売を代行すること。

想定する出品規模は、出品者数は60社以内、対象商品数は1社あたり3SKU以内とする。

- (3) 出品者募集にあたり、募集を行うために必要となる各種対応・事務のサポートを行うこと。
- (4) 現地規制や物流条件等を勘案し、各ECサイトへの出品可否を調査すること。
- (5) 円滑に事業を実施できるよう事業の認知拡大や理解促進を図り、対象商品を有する出品者を発掘すること。また、発掘した出品者情報を公社へ提供すること。
- (6) 公社が行う対象商品の選定事務のサポートを行うこと。
- (7) 対象商品の商品情報を集約する（出品者との連絡調整を含む）こと。
- (8) 対象商品の各特設ショップへの商品情報登録、商品ページ作成（翻訳を含む）を行うこと。
- (9) 中国消費者及び台湾消費者が使いやすいページデザインを心掛けること。
- (10) 物流サポートとして、日本国内に指定倉庫を設け対象商品の在庫保管・管理を行うこと。また、対象商品の海外配送を代行すること。

在庫数は各特設ショップそれぞれ1SKUにつき5点以内とし、保管期間は在庫保管受入日からショップ開設最終日とする。保管受入日は開設日の5日前からとする。

- (11) 決済サポートとして、公社が指定する口座（出品者毎）に売上金（円建て）の送金を行うこと。
- (12) 各特設ショップの運営に係るカスタマーサービスを代行すること。
- (13) 毎月の売上実績及び販売分析データを翌月10日までに出品者及び公社へ報告すること。
- (14) その他、事業サポートとして、本事業の円滑かつ効果的な遂行のために必要な事務サポート、情報提供を行うこと。事業サポートには、下記の内容を含むものとする。

ア 公社からのECサイトに関する各種問合せへの対応に関すること

イ 公社に対する各特設ショップの開設前の準備に関すること

ウ 出品者募集にあたり、各出品サイトの応募概要（出品条件）を作成すること

エ 出品申込企業のデータを整理し、申込商品の出品可否及び売上見込の有無も含めた申込企業

一覧表を作成し公社へ提供すること

エ 各出品サイトへの出品商品掲載に関すること

オ 出品者に対する対象商品の商品情報・掲載コンテンツの準備、売価設定に係るアドバイス

カ 出品前事前説明会及び実施報告会の実施（1回目は8月中旬頃実施予定、2回目は2月上旬実施予定）

- ・出品者へのオリエンテーション（出品サイトの紹介、対象商品に関するアドバイス・スケジュール等の説明）

- ・出品者へのフィードバック（結果販売分析データや現地ニーズに基づくアドバイス、出品者への個別アドバイス等）

(15) 公社指定のロゴ、アイコンを使用し、各特設ショップに対象商品のメイン画像への挿入、プロモーション実施の際に使用すること。

(16) 各特設ショップ開設期間中の一定期間、現地消費者に対して対象商品の魅力を伝え、露出を図るとともに、現地消費者向け販売促進につながる効果的なプロモーションを出品サイトと連携して実施すること。

(17) プロモーションによって得られた効果等を分析し、公社及び出品者に報告すること。

ア プレビュー数、ユニークビジター数、クリック数、コンバージョン率に加えて、性別、年齢等の属性等、把握可能なデータの収集に努めること。

イ 全プロモーション終了後、下記「(19)業務完了報告書」の添付資料としてプロモーションの実施内容、収集したデータ、結果分析及び改善点などの今後の展開等について記載した資料を公社へ提出すること。

(18) 各特設ショップ対象商品確定後、特設ショップ毎のK P Iについて公社と協議の上、設定すること。

(19) 委託業務完了後は、令和6年3月11日までに業務完了報告書を提出すること。

3. 契約等

(1) 契約書及び契約保証金について

契約書式は、公社の標準委託契約書を基本とする。

原則、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結後に納付するものとする。

(2) 委託料について

委託料（上限額14,000,000円）の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

なお、委託料のうち1,400,000円について、P F S（成果連動型民間委託契約方式）を導入し、

2.(18)で設定する成果目標（KPI）の達成度合いに応じ委託料を支払うものとする。

(3) 損害のために必要を生じた経費の負担について

当該委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、公社または出品者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、公社または出品者が負担するものとする。

(4) 委託料の支払いについて

①方 法

委託金額は業務完了検査の合格後に精算払いとする。

②通 貨

日本円とする。

③為替レート

会社からの送金時における為替レート、もしくは見積において指定した条件とする。

以上